

件名	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年5月15日号外法律第76号)
<p>【改正の概要】</p> <p>育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることを目的として、育児休業の取得回数の制限を緩和することを規定するため、以下のとおり所要の条例改正を行う。</p> <p>(1) 育児休業の取得回数制限の緩和</p> <p>ア 職員が同一の子について育児休業をすることができる回数を原則2回以内(現行：原則1回以内)とする。また、この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業をすることができる回数を原則2回以内(現行：原則1回以内)とする。</p> <p>イ 非常勤職員に加え、任期付職員も任期の更新又は継続採用時における再度の育児休業を可能とする。</p> <p>(2) 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和</p> <p>非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合の要件(子が1歳6か月に達する日までに、その任期が満了すること等が明らかでないこと)について、「子の誕生日から起算して8週間と6月を経過する日まで」と緩和する。</p> <p>(3) 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化</p> <p>非常勤職員の子が1歳以降の一定の場合に取得することができる育児休業について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とする。</p>	
施行日	令和4年10月1日
<p>【その他参考事項】</p>	